



指定障害児通所支援事業所の指定取消処分について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）に基づく監査の結果、人員配置基準違反及び不正請求が認められたため、法の規定に基づき、次のとおり指定取消処分を行います。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 合同会社ワークセンター湖畔
(2) 代表者 代表社員 白井 利幸
(3) 所在地 浜松市北区細江町気賀 8445-7
(4) 対象事業所等

事業所名	定員	所在地	指定日	サービス種別
放課後等デイサービス さくら並木	10	北区細江町気賀 340-2	R4. 2. 1	放課後等デイサービス※

※放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行う。

2 処分の内容

指定の取消（指定取消年月日：令和 5 年 6 月 30 日）

3 処分の理由

- (1) 人員基準違反（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号）
令和 4 年 2 月 1 日から 10 月 13 日までの間、専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者を配置していなかった。
- (2) 不正請求（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号）
ア 児童発達支援管理責任者の配置要件を満たしていないにもかかわらず、児童発達支援管理責任者欠如減算を適用せず給付費を請求し、受領した。
イ 個別支援計画を適切に作成していないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を適用せず給付費を請求し、受領した。
ウ 児童発達支援管理責任者の配置要件を満たしていない場合、児童指導員等加配加算が取得できないにもかかわらず請求し、受領した。

4 経済上の措置

不正に請求して受領していた障害児通所給付費の返還を求めるほか、法第 57 条の 2 第 2 項の規定により、当該返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を請求しました。これら返還金等は全額弁済を受けています。

事業所名	不正請求額	加算額 (40%)	合計
放課後等デイサービスさくら並木	8,376,701 円	3,350,680 円	11,727,381 円

5 利用者の状況

利用者は、令和 5 年 7 月 1 日から当該法人から事業を継承した別法人が運営する事業所（同じ場所で開設）に引き継がれます。

6 その他

- 代表社員及び役員は、法第 21 条の 5 の 15 の障害児通所支援事業の指定の欠格者となり、新規指定等を受けることができなくなります。
- 障がいのある児童が利用する事業所ですので、取材の際はご配慮ください。
- 代表社員は、管理監督不足により不正請求を行ったことを認め、不正請求額を全額弁済していることなどから刑事告訴は予定していません。